

受動喫煙対策に関するCM動画「受動喫煙からあなたを守る。千葉市」を制作しました
 ～市内の大型ビジョンやトレインチャンネルなどで2月から放映開始！～

千葉市では、改正健康増進法及び千葉市受動喫煙の防止に関する条例（以下、条例等）の施行に向け、啓発動画を制作し、平成31年2月より、市内の大型ビジョンやトレインチャンネルなどで放映を開始しますので、お知らせします。

1 15秒CM動画「受動喫煙からあなたを守る。千葉市」

(1) 動画のコンセプト

「九都県市受動喫煙防止ロゴマーク」の人物イラストが、突然、動画になり広報メッセージを伝達することで、視聴者の注意や関心を引きつけ、他の自治体よりも一歩進んだ千葉市独自の規制であることを訴求する。

また、「受動喫煙からあなたを守る。」とメッセージすることで、たばこや喫煙者を悪者とするのではなく、周囲の人に悪影響を及ぼす受動喫煙を防止し、市民の健康増進を図ることを基本的な考え方とした。



動画イメージ



動画イメージ

(2) 放映場所（五十音順）

市政情報モニター、千葉都市モノレール（千葉駅、千葉みなと駅、都賀駅）、
 トレインチャンネル（京葉線 E233系）、NewDays ビジョン
 （幕張本郷駅、稲毛駅、西千葉駅、稲毛海岸駅、蘇我駅）、ビスビジョン幕張、
 レクサス千葉中央（※ご厚意により無償で放映に協力いただいております。）

(3) 放映時期

平成31年2月1日（金）より放映開始

※トレインチャンネルは平成31年2月4日（月）～2月17日（日）の14日間の放映

(4) 動画制作会社

株式会社ジェイアール東日本企画千葉支店

(5) その他

15秒CM動画のほかに、条例等の具体的な内容や受動喫煙による健康影響について、主に飲食店の経営者向けに分かりやすく周知するための120秒程度の啓発動画を、3月下旬を目途に制作中です。完成しましたらあらためてお知らせします。

2 その他の取り組み

(1) 市内飲食店におけるリーフレットの配布

ア 目的

条例の主な規制対象となる飲食店が自身の利用客に配布することで、より多くの市民等に制度を周知する。

イ リーフレットのコンセプト

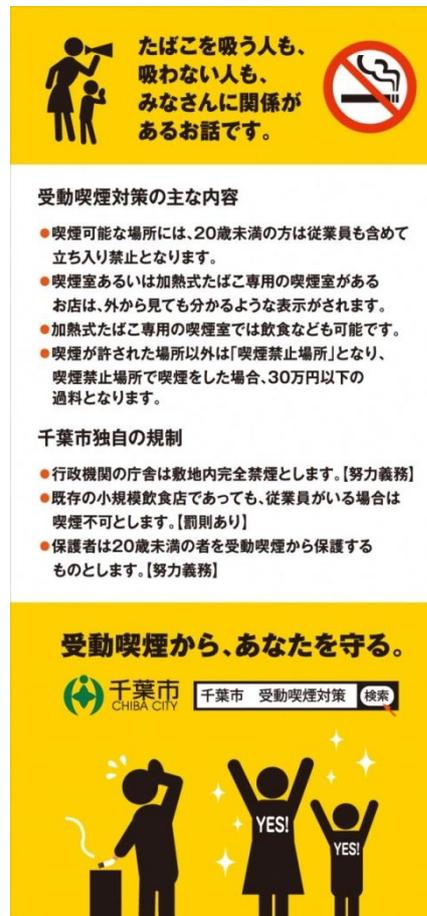
「たばこを吸う人も、吸わない人も、みなさんに関係があるお話です。」と記載することで、喫煙者・非喫煙者の両方に向けて明確にアプローチし、受動喫煙による健康影響や条例等の具体的な規制内容を訴求する。

ウ デザイン

大きさを紙幣サイズ相当とすることで、飲食店での会計時に配布しやすく、利用客が受け取りやすいものとした。



リーフレットイメージ



リーフレットイメージ

エ 配布実施店舗

市内飲食店を対象として現在実施中の個別訪問周知及び実態調査（受託者：株式会社アイヴィジット）により、配布に協力を得られた店舗において1月下旬より順次配布を実施する。

※ 平成31年1月11日（金）時点で259店舗

(2) JR車内広告

ア 掲示場所

総武線（千葉～銚子）や内房線、外房線などの鉄道車内のドア上広告

イ 掲示箇所

各車両1箇所

ウ 掲示時期

平成31年2月1日（金）～

エ デザイン（サイズ：縦144mm×横1,028mm）



車内広告イメージ

(3) 千葉都市モノレールホーム腰壁ラッピング

ア 掲示場所

市役所前駅2番線ホーム

イ 掲示箇所

2箇所

ウ 時期

平成31年2月1日（金）～

エ デザイン（サイズ：縦890mm×横7,800mm）



ラッピングイメージ